

宇治市立保育所移管先法人募集要領（案）

宇治市立槇島保育所の設置、運営の移管を受ける社会福祉法人を以下の要領により募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、現況及び移管年月日

- (1) 名称 宇治市立槇島保育所
- (2) 所在地 宇治市槇島町南落合 17 番地の 2
- (3) 現況 昭和 47 年 4 月開設
敷地面積：1,983.47m²
建物面積：696.60m²（鉄骨造平屋建）
定 員：100 人（乳児：30 人・幼児：70 人）
- (4) 移管年月日 平成 23 年 4 月 1 日

2. 移管条件

- (1) 宇治市の指定する土地に、法人において施設整備してください。なお、平成 23 年 4 月 1 日の移管保育所開設に伴い、現在の宇治市立槇島保育所は廃止します。

① 土地

ア. 所在地

宇治市槇島町大川原 74 番地・75 番地・76 番地

（うち下記面積部分を分筆予定：位置図参照）

イ. 面積

約 2,100m²（現在確定手続中です。確定次第平面図等を配布します）

ウ. 現況

地域・地区：準工業地域・第四種高度地区・準防火地域

建坪率：60% 容積率：200% 地目：田（現況：雑種地）

エ. その他

宇治市において当該用地を購入後、開発許可等の必要な手続き及び敷地造成を平成 21 年度中に終える予定としています。

間口は約 27m、奥行は約 77m、地盤高さは前面道路と均一として造成します。

東側道路は幅員 6.0m に整備されます。（前面道路部分は造成時に幅員 9.5m とします。）

平成 22 年 4 月 1 日より使用貸借契約を開始します。土地は無償貸与とします。

なお、電気、都市ガス、宇治市上水道・公共下水道は各接続が必要です。

② 建物・設備等

ア．施設規模等

「保育所運営の条件」（別紙１）に記載する定員・運営内容に応じた施設規模・設備内容としてください。

イ．建設年度

平成２２年度中とします。

ウ．財源

次世代育成支援対策施設整備交付金の対象事業として申請してください。あわせて宇治市民間保育所施設整備補助金交付要綱第３条第２項に基づき助成を行います。

（２）「保育所運営の条件」（別紙１）の全項目を満たすことが必要です。

３．応募資格

社会福祉法第２２条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、現に宇治市内で保育所を運営している法人とします。

４．申込及び受付

- （１）書類配布及び受付：宇治市役所健康福祉部子育て支援室保育課
- （２）受付期間：平成２１年○月○日（○）から平成２１年○月○日（○）
- （３）提出書類：「申込書類等及び記載について」（別紙２）に記載されている書類正・副各２部を提出して下さい。

５．選考及び決定

- （１）宇治市立保育所移管先法人選考委員会において選考し、宇治市において決定します。
- （２）選考にあたっては、運営責任者（理事長等）及び施設長（予定者含む）等のヒアリング、及び既に運営している保育所の見学を実施する場合があります。
- （３）移管先法人の決定は、宇治市保育所条例（昭和２８年４月１日条例第８号）の条例改正の議決を前提条件とします。

６．その他

- （１）該当保育所の状況等の視察を希望される場合は、事前に健康福祉部子育て支援室保育課に連絡してください。

７．問い合わせ先

宇治市役所 健康福祉部 子育て支援室 保育課

〒６１１－８５０１

宇治市宇治琵琶３３番地

TEL ０７７４（２２）３１４１ 内線２３２１ ２３２４

FAX ０７７４（２１）０４０７

応募にあたっての保育所運営の条件

1. 全般的事項

- ① 移管にあたって宇治市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。
- ② 社会福祉法、児童福祉法その他関係法令及び関係通達を遵守すること
- ③ 移管を受けた法人自らが移管保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。
- ④ 保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者、法人、宇治市の3者による懇談会を移管決定後より実施するとともに、移管後においても継続して実施すること。
- ⑤ 地域に根ざした保育所づくりに努めるため、移管決定後より地域関係者との話し合いをする場を設けること。
- ⑥ 保護者会活動が継続して運営できるようにするとともに、保護者の意見が反映できるように努めること。

2. 保育所運営に関すること。

- ① 保育定員は現在より20人以上の増を図ること。
- ② 移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること。
- ③ 保育士の配置等、保育所運営については、国の最低基準を遵守するとともに、保育士の年齢構成についてはバランスのとれた配置とすること。
- ④ 年末年始、日曜日及び国民の祝日以外に、休所日については、事前に保護者の希望を聞かない一方的な休所日を設定しないこと。
- ⑤ 移管前の保育所が行っていた障害児保育、乳児（産休明け保育を含む）保育、保育所地域活動事業を継続すること。
- ⑥ 主食を含む給食を継続するとともに、離乳食などの対応を行うこと。また、食物アレルギーに対する対応等に配慮すること。
- ⑦ 午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。
- ⑧ 保育の実施については、保育指針を遵守すること。
- ⑨ 移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。
- ⑩ 宇治市との民営化にかかる引継ぎは平成22年4月から平成23年3月までの1年間とすること。
- ⑪ 上記引継ぎ期間において引継ぎ保育を実施するので、保育所職員の配置が可能であること。なお、引継ぎ保育の期間及び具体的な方法等については、保護者・法人・宇治市との協議により決定する。

(別紙 2)

申込書類等及び記載について

以下に掲げる申込書類・提出書類等の用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
様式第 1 号～様式第 9 号までは Microsoft® Excel 2003 ワークシートで作成しています
ので、ファイルが必要な場合は健康福祉部子育て支援室保育課に連絡してください。

- 宇治市立保育所移管申込書（様式第 1 号）
 - ① 申込年月日は健康福祉部子育て支援室保育課へ提出する年月日を記載してください。
 - ② 代表者氏名欄の印鑑は、個人印（印鑑登録印）を押印してください。
- 応募に至る動機及び目的（様式第 2 号）
- 社会福祉法人の概要（様式 3－1 号）
- 社会福祉法人役員・評議員の構成（様式 3－2 号）
- 社会福祉法人運営の理念等（様式 3－3 号）
- 既設保育所の運営状況（その 1～9）
 - その 1 既設保育所設置状況（様式第 4－1）
 - その 2 保育所の運営方針・保育方針・特色ある保育の実施・保護者負担金・休所日について（様式第 4－2）
 - その 3 職員の雇用状況（様式第 4－3）
 - その 4 職員処遇の状況（様式第 4－4）
 - その 5 給食業務の状況（様式第 4－5）
 - その 6 健康管理（様式第 4－6）
 - その 7 時間帯による勤務の状況（様式第 4－7）
 - その 8 防災・防犯・安全対策の取り組みについて（様式第 4－8）
 - その 9 苦情処理及びサービス向上のための努力（様式第 4－9）
- 移管保育所事業計画（その 1～9）
 - その 1 新たに移管を受ける保育所を運営するにあたっての理念及び将来構想（様式第 5－1）
 - その 2 保育時間・休所日・定員・職員数・保育目標について（様式第 5－2）
 - その 3 保護者への対応について・地域に根ざした保育所づくりについて（様式第 5－3）
 - その 4 一時保育実施について・障害児保育実施について（様式第 5－4）
 - その 5 産休明け保育実施について・特別保育事業の実施について（様式第 5－5）

その６ 保育所の給食業務及び栄養指導について・保育所の衛生管理について
(様式第５－６)

その７ 保育所の安全管理について・保育所職員の労務管理について・保育所職員の研修等、職員育成について(様式第５－７)

その８ 移管後の保育所の職員配置(様式第５－８)

その９ 初年度の資金収支計画について・保護者に負担を求める費用について
(様式第５－９)

- 施設長予定者履歴書(様式第６号)

- 施設長就任承諾書(様式第７号)

- 保育所職員採用計画(様式第８号)

- 保育所施設建設計画概要(その１～２)

その１ 保育所施設建設の考え方・保育所施設の特徴(様式第９－１)

その２ 建物概要・資金計画予定(様式第９－２)

- 社会福祉法人定款(任意様式)

社会福祉法第３１条に定める必要的記載事項が必ず記載されている必要があります。

- (１) 目的
- (２) 名称
- (３) 社会福祉事業の種類
- (４) 事務所の所在地
- (５) 役員に関する事項
- (６) 会議に関する事項
- (７) 資産に関する事項
- (８) 会計に関する事項
- (９) 評議員会をおく場合には、これに関する事項
- (１０) 公益事業を行なう場合には、その種類
- (１１) 収益事業を行なう場合には、その種類
- (１２) 解散に関する事項
- (１３) 定款の変更に関する事項
- (１４) 公告の方法

- 社会福祉財産目録(任意様式)

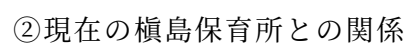
- ① 平成２０年３月３１日現在で記入してください。
- ② 建物・土地は、固定資産評価額を記入してください。
- ③ 有価証券は、国債証券、公債証券、若しくは公社、公団その他これらに準ずるものの公債証券又は日本銀行において認めた適格社債をいいます(１部・

２部上場企業の株券をいう）。

- 本部会計貸借対照表（任意様式）
平成２０年３月３１日現在で記入してください。
- 施設会計貸借対照表（任意様式）
平成２０年３月３１日現在で記入してください。
- 本部会計収支計算書（任意様式）
平成１７年度から平成１９年度までの３年度分を提出してください。
- 施設収支計算書（任意様式）
平成１７年度から平成１９年度までの３年度分を提出してください。

以上

①全体図



③ 予定地詳細

